

## 議案第77号

富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第10号）の一部  
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

会計年度任用職員に係る期末手当の額の算出方法を見直すため、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「。次項」の次に「及び第7条」を加える。

第9条を第10条とする。

第8条中「前6条」を「前7条」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（期末手当の支給の特例）

第7条 第2条第9項及び前条第4項の規定により支給する期末手当の額は、給与条例第16条第1項に規定する基準日の属する年度の4月1日において施行されている同条第2項に規定する方法により算出した額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。

（富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第7条」を「第8条」に、「第9条」を「第10条」に改める。